年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会 令和3年9月6日答申分

○答申の概要

 (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの
 2件

 厚生年金保険関係
 2件

 (2) 年金記録の訂正を不要としたもの
 1件

 厚生年金保険関係
 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000339 号 厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100051 号

第1 結論

請求者のA事業所に係る平成28年12月の標準賞与額を18万6,000円から37万2,000円に 訂正することが必要である。

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和60年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年12月5日

A事業所では、毎年の賞与が6月、12月、3月に支給されるが、平成28年12月の賞与に勤勉手当が含まれておらず、経理担当者のミスとのことで次に支払われる給与に併せて不足分の勤勉手当が振り込まれた。

年金記録では、追加で振り込まれた賞与額が反映されていないので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所が提出した請求者に係る給与明細書平成28年冬賞与分では、同年12月5日に期末手当として18万6,200円が支給され、標準賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、A事業所が提出した給与明細書平成28年12月分では、本来は請求期間に支給される 予定だった勤勉手当(18万6,200円)が同月分給与と併せて同月20日に支給され、厚生年金 保険料についても勤勉手当の標準賞与額(18万6,000円)に見合う額が控除されていることが 推認できる。

一方、A事業所は、賞与として支給するはずの勤勉手当は追加で支給したが、年金事務所に対して賞与支払額の訂正の届出を行っていない旨回答している。

以上のことから、平成 28 年 12 月の標準賞与額については、18 万 6,000 円から追加で支給された勤勉手当を含む 37 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、賞与支払日については、平成28年12月20日付けの給与明細書から同日とすることが妥当である。

事業主が請求者に係る厚生年金保険料(平成28年12月5日支払の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。以下同じ。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、賞与の追加として支給した勤勉手当を含む賞与支払額の訂正届出を行っていない旨回答していることから、年金事務所は、請求者の同月20日支払の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第 2000356 号 厚生局事案番号 : 九州(厚)第 2100052 号

第1 結論

請求者のA社における平成 17 年 12 月の標準賞与額を 26 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成17年12月の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年12月

平成17年12月の賞与支給時に社会保険料を控除されて支給されたが、年金記録には賞与としての記録がなかったので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出したB銀行の預金異動明細表、A社が加入するC健康保険組合の回答、日本年金機構が先例として提出したA社の請求期間に係る給与支給明細書(平成17年12月分賞与)及び同僚が提出した給与支給明細書(平成17年12月分賞与)から判断すると、請求者は、平成17年12月2日にA社から26万2,000円の賞与の支払を受けたことが確認でき、また、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求者の平成17年12月の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として26万2,000円と記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明 と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの 厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを 確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。 厚生局受付番号 : 九州(受)第 2000285 号 厚生局事案番号 : 九州(厚)第 2100050 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年9月1日から平成30年5月1日まで

私は、A社の代表取締役であり、請求期間において給料から厚生年金保険料を引かれていたが、経理担当者のミスで厚生年金保険料に係る届出をしておらず、給料支給額と標準報酬月額が相違している。標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出した請求期間に係る賃金台帳から確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う請求期間の標準報酬月額については、いずれも、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、請求者は、A社の登記簿謄本により、請求期間において同社の代表取締役であることが確認できるところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第1項ただし書では、請求者が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

請求者は、会社の経理、社会保険等の事務については担当者に任せており、担当者のミスで厚生年金保険料の支払いをしていないと陳述しているが、日本年金機構の回答によると、A社は、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を平成24年から平成29年までの長期にわたり提出しておらず、請求者は厚生年金保険料等の預り金額の不一致には気付いたが、何もしていない旨回答しており、標準報酬月額等に係る届出義務及び標準報酬月額に基づく保険料の納付義務を履行する職責並びに同社における請求者の代表取締役としての地位を勘案すると、当該標準報酬月額の届出について、請求者が一切関与していなかったと判断することは困難である。

これらのことから、給与から控除された厚生年金保険料の額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を超えていたとしても、請求者は、上記のとおり、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。